

スキンケア大学 広告掲載基準について

2015年11月12日更新

スキンケア大学広告掲載基準は、当社が提供するすべてのサービス上（スキンケア大学、メンズスキンケア大学、ヘルスケア大学）に掲載される広告に適用される基準です。広告掲載を申し込む広告主はその広告について、この基準を遵守するものとします。

なお、当社の個別の判断により、この基準を満たしている場合でも掲載をお断りすることがあります。

■ユーザーの利便性のための基準

- (1) 広告およびリンク先に関し、主体者が不明確なものは掲載できない
- (2) リンク先のサイトにて物品などの販売が発生する場合、サイト上に「特定商取引に基づく表示」のないものは掲載できない
- (3) 広告と直接関係のないページ、商品やサービスの案内が不十分なページ、自社以外の第三者ページへのリンクになっているものは掲載できない

■ユーザーに迷惑となる広告の禁止

以下のような広告でユーザーを不快にさせたり、混乱させるものを掲載することはできません。

- (1) GIF アニメ等で点滅したり、単純なループを繰り返すような画像、映像を用いたもの
- (2) OS やブラウザの機能と誤認するもの
- (3) スキンケア大学のコンテンツと混同する可能性があるもの
- (4) 人間の局部を強調したもの、コンプレックス部分を露骨に表現したもの
- (5) 過度な肌の露出があるもの、性的なもの
- (6) その他、ユーザーの迷惑になると判断したもの

■掲載できない広告

以下のような広告の掲載、ページへのリンクはできません。

1. 法令に違反し、または、違反するおそれのあるもの
2. 社会規範、公序良俗に反するものや、他人の権利を侵害し、または、他人の迷惑となる以下のようなもの
 - (1) 誹謗中傷するもの、名誉を毀損するもの
 - (2) 著作権や商標権等の知的財産権を侵害するもの

- (3)プライバシーを侵害するもの、個人情報の取得、管理、利用等に十分な配慮がされていないもの
- (4)他人を差別するもの、人権を侵害するもの
- (5)セクシュアルハラスメントとなるもの
- (6)詐欺的なものまたはいわゆる悪質商法とみなされるもの
- (7)非科学的または迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるもの
- (8)反社会的勢力によるもの
- (9)性に関する表現が露骨なもの
- (10)サービス、商品の内容が不明確なもの
- (11)業界で定めるガイドラインなどに違反し、または、違反するおそれのあるもの
- (12)その他、当社が不適切と判断したもの

3. 以下のような商品、サービスの広告

- (1)成人を対象とした性的な商品、サービス
- (2)国内で承認されていない医薬品、医療機器
- (3)脱法ドラッグ、合法ハーブ等と称されるもの
- (4)無限連鎖講（ねずみ講）へ勧誘したり、紹介したりするもの
- (5)連鎖販売取引（マルチレベルマーケティング、ネットワークビジネス）へ勧誘したり、紹介したりするもの
- (6)たばこ、電子たばこ
- (7)アルコール飲料

■薬事法上の広告表示規制および個別の掲載基準があるもの

1. 医薬品、医薬部外品、医療機器

医薬品、医薬部外品、医療機器に関する広告については、下記の掲載基準をリンク先のサイトに満たす必要があります。

薬事法による広告表現規制については、厚生労働省による「医薬品等適正広告基準」や、以下の東京都福祉保健局の資料を参考としてください。

医薬品等の広告規制について東京都福祉保健局

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kenkou/iyaku/sonota/koukoku/>

健康食品の取り扱いについて東京都福祉保健局

http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kenkou/kenko_shokuhin/ken_syoku/

- (1)医薬品、(医薬部外品)の場合は、日本で承認されたものであり、医薬品(医薬部外品)と表示があること
- (2)医療機器の場合は、日本で承認された医療機器であり、医療機器承認番号の表示があること
- (3)効能効果の表示は承認された範囲とし、条件がある場合はその条件も表示すること
- (4)安全性や効能効果を保証する表現がないこと
- (5)安全性や効能効果について最大級またはこれに類する表現がないこと
- (6)医療関係者や、研究者、一般人の認識に相当の影響を与える団体等の推薦文言がないこと
- (7)懸賞等の景品でないこと(家庭薬を見本として提供することを除く)
- (8)不安感を与えないこと
- (9)要指導医薬品については対面販売をしていること
- (10)医薬品の効能効果に関する口コミ、レビューを表示していないこと
- (11)購入履歴等に基づき購入者の同意なく特定の医薬品のレコメンドをしていないこと

2. 薬用化粧品(医薬部外品)、化粧品

薬用化粧品(医薬部外品)、化粧品に関する広告については、下記の掲載基準をリンク先のサイトにて満たす必要があります。

薬事法による広告表現規制については、厚生労働省による「医薬品等適正広告基準」や、以下の東京都福祉保健局の資料を参考としてください。

医薬品等の広告規制について東京都福祉保健局

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kenkou/iyaku/sonota/koukoku/>

健康食品の取り扱いについて東京都福祉保健局

http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kenkou/kenko_shokuhin/ken_syoku/

- (1)薬用化粧品(医薬部外品)の場合は、当社の広告掲載基準「医薬品、医薬部外品、医療機器」の医薬部外品に準じること
- (2)薬用化粧品(医薬部外品)に対する効能効果の表示は、薬用化粧品の効能または効果の範囲とすること
- (3)一般化粧品に対する効能効果の表示は、一般化粧品の効能または効果の範囲に限定すること
- (4)安全性や効能効果を保証する表現がないこと

- (5)安全性や効能効果について最大級またはこれに類する表現がないこと
- (6)医療関係者や、研究者、一般人の認識に相当の影響を与える団体等の推薦文言がないこと
- (7) 不安感を与えないこと

3. 食品、健康食品

健康食品に関する広告については、下記の掲載基準をリンク先のサイトにて満たす必要があります。

薬事法による広告表現規制については、厚生労働省による「医薬品等適正広告基準」や、以下の東京都福祉保健局の資料を参考としてください。

医薬品等の広告規制について東京都福祉保健局

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kenkou/iyaku/sonota/koukoku/>

健康食品の取り扱いについて東京都福祉保健局

http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kenkou/kenko_shokuhin/ken_syoku/

- (1)機能性表示食品の場合は、届出を確認でき、表示内容がその範囲内であること
- (2)特定保健用食品の場合は、許可を確認でき、表示内容がその範囲内であること
- (3)栄養機能食品の場合は、表示内容が規格基準で定められたものであること
- (4)医薬品的な効能効果を暗示、明示しないこと
- (5)医薬品的な用法容量の指定がないこと
- (6)医薬品的な形状のものには、食品と表示すること

4. 健康器具（雑貨）

健康器具（雑貨）に関する広告については、下記の掲載基準をリンク先のサイトにて満たす必要があります。

薬事法による広告表現規制については、厚生労働省による「医薬品等適正広告基準」や、以下の東京都福祉保健局の資料を参考としてください。

医薬品等の広告規制について東京都福祉保健局

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kenkou/iyaku/sonota/koukoku/>

健康食品の取り扱いについて東京都福祉保健局

http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kenkou/kenko_shokuhin/ken_syoku/

(1) 医療機器的な効能効果を暗示、明示しないこと

■業種、商品、サービスごとの掲載基準があるもの

1. 医療機関

医療機関に関する広告については、下記の掲載基準をリンク先のサイトにて満たす必要があります。

- (1) 日本国内の医療機関であること
- (2) 所在地、連絡先の表示があること
- (3) 医療機関の治療責任者の経歴（学歴および当該医療機関における勤務、経験年数がわかるもの）を表示すること。医療機関が老人ホームを運営している場合もこれに準じる
- (4) 公的医療保険が適用されない治療技術が紹介されている場合は、公的保険が適用されない旨または診療金額が表示されていること
- (5) 医療法および医療広告ガイドラインで規定されている内容を遵守していること

[治療責任者経歴の表記例]

院長：○○○○

経歴：○○年 ○○大学医学部卒

○○年より △△附属病院形成外科勤務

2. 医療機関などによる医療技術の紹介

医療機関などによる医療技術の紹介に関する広告については、下記の掲載基準をリンク先のサイトにて満たす必要があります。

- (1) 紹介している医療技術の内容の説明が十分で、治療を受ける際のリスクが十分に表示されていること
- (2) 公的医療保険が適用されない医療技術が紹介されている場合は、公的保険が適用されない旨、表示されていること
- (3) 医療機関以外が広告主体である場合は、広告主体の構成員、出資者、活動目的が確認できるなど、責任主体が明確であること

3. あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう、柔道整復

あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう、柔道整復に関する広告については、下記の掲載基準

をリンク先のサイトにて満たす必要があります。

- (1) 施術者が施術に必要な国家資格（「あん摩マッサージ指圧師」「はり師」「きゅう師」「柔道整復師」）を取得していること
- (2) 施術所の名称、住所、電話番号の表示があること
- (3) 施術者氏名の表示があること
- (4) 医療行為に該当するような施術やそれを思わせる表示がされていないこと

4. 整体、気功、アロマセラピー、カイロプラクティックなどの民間療法

整体、気功、アロマセラピー、カイロプラクティックなどの民間療法に関する広告については、下記の掲載基準をリンク先のサイトにて満たす必要があります。

- (1) 施術者が医師やあん摩マッサージ指圧師などのような国家資格を保有しているかのような表示がされていないこと
- (2) 医療行為に該当するような施術やそれを思わせる表示がされていないこと

5. 美容、エステティック

美容、エステティックに関する広告については、下記の掲載基準をリンク先のサイトにて満たす必要があります。

- (1) 施術内容が医療行為（レーザー脱毛、アートメイク、ケミカルピーリング、ピアッシングなど）にあたらないこと
- (2) 医療行為に該当するような施術やそれを思わせる表示がされていないこと
- (3) 医療行為を行っている場合は、当社の広告掲載基準「医療機関」に準じていること
- (4) 「マイナス〇〇kg、あなたにも保証します。」など、効果の保証ととれる誇大表示がないこと

6. 製薬会社などによる治療方法の紹介

製薬会社などによる治療方法の紹介に関する広告については、下記の掲載基準をリンク先のサイトにて満たす必要があります。

- (1) 医療用医薬品の広告ではないこと
- (2) 日本製薬工業協会に加盟する製薬会社またはそれらの子会社が主体で運営していること
- (3) 運営者の連絡先を表示すること